

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

申告準備は
お早めに！

平成26年中の所得にかかる申告期間は

『平成27年2月16日（月）から平成27年3月16日（月）まで』です。

例年どおり、仁多地域（カルチャープラザ仁多）、横田地域（横田コミュニティセンター）の2か所に会場をわけて申告相談を行います。

日程などの詳細につきましては1月下旬配布の広報に合わせて全戸配布いたします。

なお、国税庁のホームページをご利用になれば、所得税の申告書をご自身で作成することができます。作成した申告書は郵送にて申告できますので大変便利です。是非ご利用ください。

また、電子申告（e-Tax）を利用して申告をされると添付資料が省略できるなどさらに便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

～農業所得の申告準備はお済みですか？～

期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど早目のご準備をお願いします。

※農業所得申告の事前相談は1月下旬から実施予定です。（場所：横田庁舎）

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp/>

【お問い合わせ先】

奥出雲町役場税務課 有線：20-4255

電話：52-2671

大東税務署 電話：43-2360

～口座振替のお知らせ～
税金・使用料など公共料金の12月分の口座振替は12月25日（木）です。今回の振替は次の十六項目です。

- 固定資産税（第3期）
- 国民健康保険税（第9期）
- 後期高齢者医療保険料
- 情報通信使用料
- 簡易水道使用料
- 下水道使用料
- 保育所保育料
- 幼稚園保育料
- 幼稚園預かり保育料
- 住宅使用料
- 住宅駐車場使用料
- 住宅共益費
- 老人ホーム入所費用等
- 徴収金
- 訪問看護利用料
- 介護サービス利用料
- 介護老人保健施設利用料

※納税通知書等で金額をご確認いただき、一度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。

下水道使用料金は（公共・農業集落排水）について、使用人数の変更（転入・転出・出生・死亡）があった場合は、速やかに役場水道課へ届出を提出していただき、使用人数によって使用料金が変わります。

～下水道使用料金を口座振替でお支払いの方へ～

通帳表示を『下水道使用料（ガスイドウシヨウリョウ）』に統一します

奥出雲町内の下水道使用料（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）を口座振替でお支払いの方について、12月口座振替分（12月25日振替）から引き落としの際の通帳表示を『下水道使用料（ガスイドウシヨウリョウ）』に統一します。

下水道種別	通帳表示名	
	変更前【11月口座振替分まで】	変更後【12月口座振替分から】
公共下水道	公共下水道（ガスイドウシヨウリョウ）	下水道使用料 （ガスイドウシヨウリョウ）
農業集落排水	農業集落排水（ノウシュウシヨウリョウ）	
合併処理浄化槽	合併処理浄化槽（ジョウカソウシヨウリョウ）	

※ゆうちょ銀行をご利用の方は、漢字表記。それ以外の金融機関の方は、カタカナ表記です。

新着図書案内

今月のピックアップ

『四人組がいた。』 高村 薫／著 出版社：文藝春秋

元村長、元助役、郵便局長、そしてキクエおばさん。儲け話と、食べ物に目のない老人四人組は、集会所に集まっては、日がな一日茶飲み話を。だがそこへ、事情を知ってか知らぬか、珍客がやってくる。タヌキのアイドルに、はたまたキャベツの大行進。最後にはえんま様まで!!現代を、冷静かつ緻密に描写しつづけてきた著者が、今の日本を、地方からユーモアを交えて軽妙かつシニカルに描き出す。奇想天外、ブラックユーモアに満ちた十二編。（出版社紹介より記載）

カルプラ仁多図書室

『竹鶴とリタの夢』 千石 涼太郎
『わたしはマララ』 マララ ユスフザイ
『地方消滅』 増田 寛也
『ナオミとカナコ』 奥田 英朗
『キャロリング』 有川 浩
『都ギツネの宝』 富安 陽子
『シロガラス』 佐藤 多佳子

1月の休室日

月曜
30日【金曜・月末整理休室】
27日～1月4日【年末年始】

横田コミセン図書室

『人が集まるボランティア組織をどうつくるのか』 長沼 豊
『皮ごと野菜レシピ63』 青木 敦子
『指差すことができない』 大崎 清夏
『となりの芝生』 伊集院 静
『一千兆円の身代金』 八木 圭一
『三本の金の髪の毛』 松岡 享子
『ミサゴのくる谷』 ジル ルイス

1月の休室日

日曜、月曜
30日【金曜・月末整理休室】
27日～1月5日【年末年始】

国保からのお知らせ

平成27年1月診療分から70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

限度額は所得区分によって異なります。

平成27年1月診療分からの70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※1
所得901万円超※2	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得600万超901万円以下※2	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得210万超600万円以下※2	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得210万円以下※2 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

※2 基礎控除後の総所得金額等です。

入院等で医療費が高額になりそうな場合は、あらかじめ国保に申請し「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると支払いが限度額までとなります。

【お問い合わせ先】役場健康福祉課 医療介護保険グループ 電話:54-2511 有線:31-5122